

## 4月から市税等のスマートフォン決済を開始します

4月1日から市税などの納付方法にスマートフォン決済（PayPay）を追加します。  
スマートフォン決済では、自宅や好きな場所から24時間、キャッシュレス・非対面での納付が可能です。  
なお、従来の「口座振替」「コンビニエンスストア」「クレジットカード」「ペイジー（Pay-easy）」「金融機関」「市役所窓口」でも納めることができますので、納付する方の都合のよい方法で市税等を納付することができます。

### 1. 市税等のスマートフォン決済の概要

#### 【納付できる税金・保険料】

- 市県民税（普通徴収） ○固定資産税 ○軽自動車税 ○国民健康保険税
- 介護保険料 ○後期高齢者医療保険料

#### 【使用できるスマートフォン決済アプリ】

- PayPay  
手数料は無料（ただし、アプリのダウンロードや利用時のパケット通信料は利用者負担）

#### 【納付方法】

納付書に印字されているバーコードをスマートフォン決済アプリ内のカメラで読み取り、支払い手続きを行います。

- ・納付金額の上限は、納付書1枚につき30万円です。
- ・納付書のバーコードには使用期限があり、使用期限を過ぎた場合、スマートフォン決済は利用できません。
- ・バーコードの使用期限は、納付書に記載している納期限の20日後までとなっています。ただし、督促状バーコードの使用期限は当該年度の年度末（翌年3月31日）まで、2月及び3月に発行した督促状バーコードは同年5月15日までが使用期限となります。
- ・アプリで支払い手続きをする前に残高があることを確認し、市から発行されたバーコード付き納付書を準備してください。
- ・アプリの利用方法（残高チャージ等）の詳細については、アプリのウェブサイトでご確認ください。

#### 《PayPayご利用イメージ》



## 2. 注意事項

- ・口座振替を利用中の方は、先に口座振替の廃止手続きが必要です。
- ・口座振替のように一度のお手続きで以降の納期分を引き落としするものではありませんので、納付書ごとにお支払いの手続きをしてください。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、コンビニエンスストアや金融機関窓口等をご利用ください。
- ・コンビニエンスストアや金融機関窓口等で PayPay アプリを利用した納付はできません。
- ・納付後も、領収印のない納付書が手元に残るため、二重で納付することのないようご注意ください。
- ・システムメンテナンス等により利用できない時間帯があります。利用できない時間帯については、PayPay のウェブサイトでご確認ください。